

## 連結会計財務書類における注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産…………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

備忘価格1円で記載

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの …… 取得原価

取得原価が不明なもの …… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路等の敷地については、備忘価額1円と  
しています。

##### ② 無形固定資産…………… 取得原価

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のない有価証券 …… 取得原価

##### ② 出資金

市場価格のないもの …… 出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定額法

##### ② 無形固定資産……………定額法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権のいずれも過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上し  
ています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当  
として支給された額を控除した額を加算した額を計上しています。

##### ③ 賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額につい  
て、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取り扱いに準じます。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

該当する事象はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 連結会計財務書類の対象範囲

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
簡易水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
介護サービス事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
介護老人保健施設事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険病院事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
北海道市町村備荒資金組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.19740588%
北海道後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.07692617%
北海道町村議会議員公務災害補償等組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.36000000%
紋別地区消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	各事業ごとに算定
西紋別地区衛生組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	各事業ごとに算定
網走教育研修センター	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.33057117%
広域紋別病院企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.13685369%
雄武町観光開発株式会社	第三セクター	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

(a)地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(b)一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(c)第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

以上